

# 社協・生活支援活動強化方針

—地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性—

(平成24年10月29日)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉推進委員会

## はじめに「社協・生活支援活動強化方針」の背景

### 《今日の地域福祉をめぐる様相と社協の使命》

- 少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっている。
- 誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められている。

### 《これまでの社協活動の取り組みと本方針の目的》

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築して、地域福祉の推進を図ってきた。
- 例えば、社協創設期から地域組織化活動やコミュニティワークによって、地域住民の福祉への関心や参加を図り、今日では小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動等）やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動やボランティア・市民活動センター事業、福祉教育などに発展した。戦後の混乱期からの低所得者や経済的困窮者に対する民生委員・児童委員の活動は、社協活動との連携により生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業として地域に定着している。
- さらに、生活支援や在宅介護支援として先駆的にホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスを展開するとともに、ふれあいのまちづくり事業の実施などを契機に地域の総合相談や問題発見・解決のシステムづくりをすすめて、日常生活自立支援事業では、認知症の高齢者や知的障害者・精神障害者の権利擁護や地域生活支援を着実に展開している。
- 最近では、社会的に孤立し生活課題を抱える住民（例えば、ゴミ屋敷の問題、ひきこもりなど）や経済的困窮者への食料品等の提供などの個別支援活動に取り組む市区町村社協もある。
- こうした取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記されたところである。
- しかしながら、今日の生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、改めて現在の社協活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社協の使命を果たすものになっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図ることが重要である。
- このため、本委員会では、全国ネットワークを有する社協組織として、これからの社協活動の強化の方向性を共有化するために、本方針を策定するものである。

## 《本方針の考え方》

### ① 相談と支援の強化を図る取り組み

- 経済的困窮をはじめとする福祉施策の最終責任は行政である。しかし、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要であり、住民や民間の取り組みが不可欠である。社協として、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO 団体等との連携・協働により、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化することが必要である。
- 特に、地域の生活課題の発見には、住民参加による小地域福祉活動や民生委員・児童委員活動、その他様々な地域の活動からの情報把握や総合的な相談機能が重要である。このため、地域の諸活動への支援を一層図りつつ、ボランティア相談や総合相談事業、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業における相談実績を活かし、総合相談・生活支援の取り組みを強化することが求められる。
- また、先進自治体では、地域に出向き、地域住民や専門職と協働し地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを社協に配置する事例も少なくなく、こうした地域福祉施策の充実を図る必要である。

### ② 基盤整備の取り組みの考え方

- これらの取り組みを具体化するためには、各自自治体における地域福祉の施策の基盤づくりをすすめることが重要である。厳しい財政状況のなかではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定など行政とのパートナーシップの構築に取り組む必要もある。
- また、厚生労働省では、生活困窮者への新たな支援施策の制度化をめざし「生活支援戦略」が検討されている。その動向を注視する必要があるが、これまでの各社協における取り組みを踏まえ、本方針の具体化や地域福祉の基盤整備に向けて、この新たな施策の実施について、行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方で、自らの使命を踏まえ、地域の様々な関係者との協働や共同基金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて独自事業などを積極的に取り組み、その成果などを踏まえて、行政等と地域福祉の基盤強化について協議を図ることも必要不可欠である。

### ③ 社会福祉施設、民生委員・児童委員等の福祉関係者による取り組みの強化 （「全社協 福祉ビジョンの実現」）

- 平成 22 年 12 月に策定された「全社協 福祉ビジョン 2011」（全社協 政策委員会）では、今日的な社会福祉関係者の責任・使命として、様々な新たな地域の課題に向き合い、「柔軟に対応できる制度内の福祉サービスの強化、確立」「制度で対応しにくいニーズに應える福祉サービス・活動の積極的展開」「市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化の仕組みづくり」「制度改革の働きかけ」を掲げ、行動指針を策定した。
- こうしたなか、社会福祉施設では、地域貢献の取り組みとして地域の生活課題に即した制度外サービスや相談支援活動への展開がすすめられている。
- 本方針は、国においても「生活支援戦略」が検討されるなど深刻な生活課題への対応が一層求められるなかで、各社協がその責任と使命を果たし、社会福祉施設や民生委員・児童委員などの福祉関係者との結束を図り、ボランティア・NPO 団体との協働の取り組みを広げ、今日的な地域福祉のあり様を実現することめざすものである。

## 「社協・生活支援活動強化方針」の内容

本方針は、今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について「行動宣言」と「アクションプラン」として示すものである。

### 「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言」

- ・ 今日の世界福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有する。

### 「地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン」

- ・ 「行動宣言」において示したこれからの社協活動の方向性やあり方の実現に向けた既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示す。
- ・ 各市区町村社協においては地域の実情を踏まえ、行政や地域の関係者との協議や連携を図りながらその推進を図るものとする。

地域福祉推進委員会では、市区町村社協の組織運営や事業展開の基本的な考え方について「市区町村社協経営指針」(平成 17 年改定)により示しているところであるが、本方針に基づく各社協の活動の推進状況を把握したうえで、今後その見直し等を図ることとする。

## 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた 行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

### (あらゆる生活課題への対応)

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

### (相談・支援体制の強化)

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

### (アウトリーチの徹底)

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

### (地域のつながりの再構築)

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

### (行政とのパートナーシップ)

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

## 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた アクションプラン

アクションプランは、「行動宣言」において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示したものである。

### 《構成と各市区町村社協の取り組み》

- 行動宣言の項目ごとに、「社協の現状と課題」を示し、具体的な事業展開として「ステップ①」と「ステップ②」として示している。
- その内容は、行動宣言を実現するうえで取り組みが求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ②」の実施に向けて、当面行う必要がある取り組みを「ステップ①」として整理した。
- 社協によって地域の実情や事業・活動の展開の状況は様々であることから、各社協においては、「社協の現状と課題」や「ステップ①②」をチェック項目として地域の実情と自社協の現状について検討を行い、行動宣言の具体化に向けた取り組みを明確にし、実行することが望まれる。

### 《複数の社協における協働の取り組みの検討》

- なお、事業規模の小さな町村部の社協にあっては、単独での実施が困難な事業について、近隣の複数社協が協働して取り組むことも検討すべきと考えられる。
- こうした協働の取り組みについては、その内容によっては、社協の意向だけでなく、行政や関係団体の調整が不可欠とも考えられることから、必要に応じて都道府県・指定都市社協や全社協が支援等を行う。

### 《都道府県・指定都市社協の取り組み》

- 全社協、都道府県・指定都市社協は、基盤整備に向けて国や自治体との協議や働きかけを行う。
- 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策について検討し、推進するものとする。

# 1 あらゆる生活課題への対応

## 行 動 宣 言

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

## 《現 状》

- ◎ 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業では、低所得者や経済的困窮者への継続的な相談支援活動を行うほか、ひきこもりや権利侵害などの深刻な生活課題に対し、地域の関係者と協働して支援を行う例も増えている。
- ◎ 介護保険事業のほか障害者や児童を対象とする制度サービスを実施する社協も多い。またボランティア・市民活動センター、地域福祉活動を基盤に住民参加型在宅福祉サービスや食事・移送など制度外の生活支援サービスを展開する社協も多い。
- ◎ これらの事業を通じて保健・福祉・就労支援・権利擁護などの専門機関、ボランティア・NPO団体、行政などと連携する機会も増えている。

## 《課 題》

- ◎ 制度サービスの実施においては、制度に厳密に対応することを優先するあまり、硬直化した運用になっているきらいがある。利用者のニーズに即した柔軟なサービス提供やサービス開発などを行わないのならば、社協が実施する意義が薄れてくる。
- ◎ 経済的困窮者に対して自治体独自の金銭給付、善意銀行や歳末たすけあい運動等による食料品や衣料品等の支援を行う社協がある一方で、こうした事業は、社協が取り組む範囲ではないとし、支援の手段がほとんどない状況も見受けられる。
- ◎ 深刻な生活課題の解決の手立てを他の専門機関、ボランティア・NPO団体と連携・協働するなどして、積極的に検討したり、新しい社会資源を開発することなどに消極的な状況も見受けられる。

# アクションプラン

## ステップ①

1. 行動宣言の社協役職員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
  - 本アクションプランによる事業改革にむけたプロジェクト会議の開催、職員研修の実施など。
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
  - 社協の各部門において多様な生活課題に対応する社会資源を把握したり、またその課題の把握や支援活動を展開するための関係者間による連携の場づくり等を計画し推進を図る。
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積
  - 困難ケースや社会的孤立等の生活課題の解決に向けて、地域住民や民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設など様々な専門機関や行政とも協働し、プロジェクトを設置するなどをして対応事例を蓄積する。

## ステップ②

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク（プラットフォーム）の形成
  - 経済的困窮者など深刻な生活課題に対応するための行政を含めた連絡会議の開催など、地域のセーフティネットを構築するための体制づくりを行う。
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
  - 地域住民、専門機関、ボランティア・NPO団体などの協力や共同募金等の民間財源の積極的な活用を図る。
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
  - 善意銀行や歳末たすけあい運動等による当面の食糧品や衣料品等の緊急的支援を行う。その際、社会福祉施設等と連携した一時的な宿所の提供等や民間企業との連携による緊急的サービスの開発なども視野に入れる。
4. 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
  - 共同募金等の活用や必要によっては市町村からの補助・委託金を視野に入れる。
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応
  - 制度サービスについて、利用者やその世帯の生活課題を十分に把握しニーズに即したサービス提供を適切かつ柔軟に行うとともに、社協内外のサービスや活動との協働を図る。また、必要に応じて制度外サービスを検討・実施する。



## 2 相談・支援体制の強化

### 行 動 宣 言

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

### 《 現 状 》

- ◎ 約8割の社協では、民生委員・児童委員や各種専門職の協力を得て「心配ごと相談事業」や「総合相談事業」、「専門相談」などの相談事業を行うほか、ボランティア相談などにおいても様々な生活支援に関する相談を受けている。
- ◎ 社協の相談活動においては、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員による小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動等)をはじめとする小地域福祉活動と一体となった取り組みを展開し、多様な生活課題の発見や解決を地域住民と協働して行うところに特徴がある。
- ◎ 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、介護保険事業や障害者福祉サービス、児童福祉施設(保育所・児童館)等の実施においてサービス利用に関する相談に対応している。さらに、地域包括支援センターや障害者自立支援法による相談支援事業の受託など制度的な相談支援を行う社協も一定程度ある。
- ◎ 日常生活自立支援事業においては、地域包括支援センターや福祉事務所、居宅介護支援事業所をはじめとする相談機関やサービス事業者から判断能力に不安のある認知症高齢者、知的障害者・精神障害者の日常生活上の支援についての相談が持ち込まれている。

### 《 課 題 》

- ◎ 「心配ごと相談事業」など社協が様々な生活の困りごとに対する相談事業を行っていることが住民に十分に周知されておらず、どちらかというと相談待ちの姿勢が多いという状況が見受けられる。
- ◎ ホームページ等での相談先の電話番号表示がわかりにくい、相談時間や曜日が限られているなど、相談をしたい住民にとってアクセスしやすい環境になっていない状況が見受けられる。
- ◎ 個々の事業ごとに、利用者からの相談を受けニーズ把握等が行われており、社協全体での連携や情報共有が図られていないため、制度の狭間の生活課題や同一世帯に住む同居者の生活課題を見落としている可能性がある。
- ◎ 地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)についても社協の相談活動の特徴を活かして展開されることによることは効果的であり、人材確保や体制整備の観点からも社協事業として実施する可能性についても検討されるべきと考えられる。

# アクションプラン

## ステップ①

1. 「総合相談事業」「心配ごと相談事業」「ボランティア相談」などの相談活動の周知及び体制整備
  - 広報誌やホームページにおいてわかりやすく伝える。(例: ホームページに「生活上の困りごとは社協へ…」として電話番号とともに大きく表示する等。)
  - 曜日を限らず相談を受ける体制の確保。少なくとも社協の業務時間は住民からの相談対応を行う。
  - 「生活支援・相談センター」など社協の総合相談・生活支援の取り組みについて名称を掲げることを検討する。
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の蓄積・強化
  - 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業における深刻な生活課題を抱える事例(経済的困窮者への自立支援・権利侵害への対応など)について、社協の他セクションや関係機関・行政関係者等とのケース検討会を行うなど、取り組みの評価や支援事例の蓄積を行う。
3. 各部所を横断するケース検討会の開催の定期化
  - 事業部門を問わず困難ケースについて関係職員や関係機関を招集したケース検討会の開催や個別支援計画の策定する。

## ステップ②

1. 相談体制の充実
  - 365日や24時間体制、電話相談等の取り組みを視野に入れた相談窓口の体制の充実。
  - 制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員やソーシャルワーカーを配置する。必要に応じて市町村事業として位置づけ、補助・受託等を求める。
  - 「生活支援・相談センター」の設置。地域住民に対して、多様な生活課題を受け止め、支援につなげる機能を有する社協の姿を明確に示すために、福祉サービス利用支援部門(生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等)の各事業を集約するなどして「○○社協・生活支援・相談センター」等の看板を掲げる。
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)
  - 受託運営にあたっては、住民との協働や制度外の支援等を積極的に取り組む。

### 3 アウトリーチの徹底

#### 行 動 宣 言

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につなぐりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

#### 《 現 状 》

- ◎ 民生委員・児童委員活動や福祉委員との連携や地域住民の参加によって、住民の顔が見える小学校区や町内会・自治会等を単位とする小地域において、生活課題を発見する仕組みづくりや小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動等)、ふれあい・いきいきサロンなどの福祉活動が展開される取り組みを進めてきた。
- ◎ ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスを先駆的に取り組み、また、日常生活自立支援事業における生活支援員の活動など、援助を要する人の自宅を訪問し、住民に寄り添って支援するサービスを展開してきた。

#### 《 課 題 》

- ◎ 高齢化社会への対応が地域の中心な福祉課題であるため、地域住民等による小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)などの取り組みが一人暮らし高齢者や高齢者世帯への対応が中心となり、住民がそれ以外の多様な生活課題に気づいていても、顕在化しにくい状況が見受けられる。
- ◎ 地域の実情に応じて配達や訪問を行う地域に密着した業種の企業や商店などに、地域の生活課題を発見する仕組みづくりの担い手として協力や参画を得ることが考えられる。
- ◎ 孤立、サービスや支援の拒絶、ひきこもりなど見えにくい生活課題が広がるなかで、地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、個別支援と支援のネットワークづくりを行う福祉の専門職として地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の常勤配置が必要である。
- ◎ 制度の狭間や深刻な生活課題を抱える人々への対応には、住民の見守りや支援だけでは対応が難しく、援助を必要とする人に寄り添い、継続的に訪問や同行による継続的・計画的な支援を行う有給職員(生活支援員等)が必要である。
- ◎ 介護保険等の在宅福祉サービスについても、民家を活用するなどして、小規模・多機能化を積極的に図り、地域住民と協働して運営し、地域の生活課題に応える新たな事業展開を図る必要がある。

# アクションプラン

## ステップ①

1. 地域生活支援ワーカー（仮称）（地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）のモデル配置（福祉サービス圏域（概ね中学校区程度を想定）ごとに配置することを想定）
  - 当面は地域福祉担当職員や福祉サービス利用支援部門の職員をモデル地域に配置することや地域福祉担当職員が積極的に個別支援に関わる取り組みを行うなどして、実践例を蓄積する。
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
  - 生活支援・相談センターや福祉サービス利用支援部門と連携し、一定の地域をモデルとし、小地域（小学校区、町内会・自治会等）を単位とする住民と専門職が協働する地域ケア会議を開催し、多様な生活課題の支援等を行う。
3. 寄り添い型支援のモデル実施
  - 一定の地域をモデルとし、サービス拒否や引きこもり、多問題世帯に対して支援計画に基づいて、継続的な訪問による支援を行う生活支援員等の配置する。ホームヘルパーや日常生活自立支援事業の生活支援員の活用なども視野に入れる。
4. 地域の事業者・商店等との連携
  - 生活支援・相談センターや福祉サービス利用支援部門等において地域の事業者・商店等との連携を図り、地域で発見された生活課題を連絡する仕組みづくりを図る。

## ステップ②

1. 地域生活支援ワーカー（仮称）（地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）の配置（福祉サービス圏域（概ね中学校区程度）ごとに配置）
  - 圏域ごとに配置。必要に応じて市町村事業として位置づけ、補助・受託等を求める。
2. 寄り添い型支援の事業化
  - 必要に応じて市町村事業として位置づけ、補助・受託等を求める。
3. 地域の問題発見・相談支援のシステム化
  - 地域住民や地域の事業者・商店などが発見した地域住民の生活課題について、小地域（小学校区等）を単位に地域ケア会議等において支援計画等を策定し、住民と専門職、関係機関の協働による支援や問題解決を図る仕組みのシステム化を図る。
4. 在宅福祉サービス事業の地域展開
  - 地域密着・小規模・多機能型の事業（民家型デイサービスなど）を展開し、地域住民との共同運営により制度外の事業の実施や住民活動の拠点等としての役割を持たせる。

## 4 地域のつながりの再構築

### 行 動 宣 言

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター（担当）の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

### 《 現 状 》

- ◎ 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）の設置が進んでいる。
- ◎ 住民福祉活動として小地域ネットワーク活動（見守り・支援等）やふれあい・いきいきサロンなどの取り組みも全国に大きく広がっている。
- ◎ 「地区社協」や「校区福祉委員会」、さらには、ボランティア・NPO団体等においても、住民に身近な地域において生活課題に即した生活支援サービスを行うところも多い。

### 《 課 題 》

- ◎ 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）は、半数の市区町村社協では未設置であり、設置促進を図る必要があるが、町内会・自治会の加入率が低下し、その設置が難しい状況もある。
- ◎ 行政が直接、コミュニティ協議会等の組織化を進め、長年にわたり地域住民が主体となって活動を行う「地区社協」や「校区福祉委員会」等との調整が必要に迫られている社協がある。
- ◎ ボランティア・NPO団体による活動が広がるなか、社協とかかわりが少ない団体も増えている。その一方、多様な生活課題の解決に向けては、ボランティア・NPO団体等とも協働することが不可欠になっている。
- ◎ 生活課題が多様化・深刻化するなかで、住民の関心や理解を広げたり、地域のリーダーとなり得る人材を発掘又は養成することが必要である。
- ◎ 住民主体の地域福祉を推進するうえで、小地域を単位とする地域福祉活動計画の策定や活動財源としての共同募金の活用化などを一層強化する必要がある。

# アクションプラン

## ステップ①

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）の支援及び設置促進
  - 自治会・町内会などの地縁組織、民生委員・児童委員活動等を基盤に、福祉活動を行うボランティア・NPO団体等との連携のもと、小学校区や町内会・自治会を単位に「地区社協」「校区福祉委員会」などの地域福祉推進基礎組織を地域の実情に応じて設置する。
  - また、行政や関係団体と協議を行い「コミュニティ協議会」に福祉部等を設置し、地域福祉推進基礎組織としての役割を持たせることも考えられる。
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
  - 地域福祉推進基礎組織を基盤にしなが、多様な住民主体の福祉活動の活性化を図る。
3. 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
  - ボランティア・市民活動センター（担当）における福祉教育やボランティア講座などと連携し、地域の生活課題への関心や理解を広げる機会をつくり、福祉委員等の地域福祉活動のリーダーなどの人材の養成を行う。
4. 地域住民やボランティア・NPO 団体との協働事業の開発
  - 特定の生活課題の解決にむけたプロジェクト事業等を起こし、地域での協働事業を展開する。その際、ボランティア・市民活動センター等がプラットフォームとしての役割を果たすことも考えられる。

## ステップ②

1. 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり（「福祉なんでも相談」等）
  - 「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）を基盤にし、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設等との連携や協働により、福祉委員等の住民や民生委員・児童委員等が担う身近な相談窓口を設置する。（地域生活支援ワーカー（仮称）との連携による。）。
2. 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備（小学校区程度）
  - 小学校区程度を単位に、地域住民のボランティア活動、民生委員・児童委員、福祉委員等の住民の福祉活動や身近な相談窓口（「福祉なんでも相談」等）の拠点を整備する。（空き店舗・民家の借上げ、公民館等の活用等が考えられる。）
3. 小地域を単位とした小地域福祉活動計画の策定
  - 「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）を基盤にして、小地域の福祉活動の計画づくりをすすめる。また、その実施について共同募金などの民間財源を積極的に位置づける。
4. 地域住民やボランティア・NPO 団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化
  - 共同募金委員会により、地域住民、「地区社協」「校区福祉委員会」等、ボランティア・NPO 団体が行う福祉活動等への支援を行う。（公募方式の導入等。）

## 5 行政とのパートナーシップ

### 行 動 宣 言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援、さらに日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

### 《 現 状 》

- ◎ 従来より行政とのパートナーシップのもと事業や活動を展開してきた。
- ◎ 近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などが地域福祉の課題になっているが、日常生活自立支援事業の実績により、社協に対する期待は大きい。
- ◎ 地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉活動計画と一体的に策定する場合も少なくない。

### 《 課 題 》

- ◎ 自治体財政の変化に伴い、社協に対する補助金・委託金は厳しい状況にある。そのため、社協活動の財源確保という点から介護保険事業を積極的に行う社協も少なくない。また、社協は民間事業者やNPO団体等と相対化されている。
- ◎ 社会的孤立の防止や生活課題の解決には、地域福祉の推進が不可欠であるという認識を行政と共有し、社協が推進役として、改めて行政とパートナーシップを築き、地域福祉計画の策定などによってその基盤整備を図ることが必要である。
- ◎ 個人情報保護法によって、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員等による小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動)などにおいて、行政との関係で対象者等の情報把握や情報共有が難しくなっている。
- ◎ 社協が取り組む地域福祉推進の諸活動について、評価や広報・周知が充分に行われていない状況が見受けられる。
- ◎ 福祉事務所など行政との連携や協働をすすめ、公・民の役割分担を含め、地域福祉の観点から重層的なセーフティネットの構築を図る必要がある。
- ◎ 権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。

# アクションプラン

## ステップ①

### 1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開

- 地域福祉推進における諸活動が評価できるようデータ、記録、事例の蓄積を行うとともに、広報誌・インターネット・マスコミ等を通じて広報等を行う。

### 2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ

- 地域における個人情報取扱い、地域生活支援ワーカー(仮称)の配置、寄り添い型支援などの地域福祉の基盤整備に関して、関係者も交えて行政と意識の共有化を図る。

### 3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進

- 重層的なセーフティネットの構築などを含む地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しを行政に働きかけるとともに、住民参加の取り組みや小地域福祉活動計画の策定を合わせて行うなど協働の取り組みとしていく。

### 4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

- 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。また、総合相談・生活支援の強化への体制の取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。



## ステップ②

### 1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価

- 行政と協働して、地域福祉計画の進捗状況など市町村全体の地域福祉の推進状況について評価を行い、地域福祉推進の基盤整備や地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しを進める。

### 2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

- 行政と連携し、権利擁護・成年後見センター等を受託実施し、社協の生活支援・相談センター(仮称)と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援、権利擁護活動を行う。